

【別添 8】土壤汚染状況調査結果（概要）



様式第 23 号の 3（第 48 条の 6 関係）その 1

土壤汚染状況調査結果報告書

平成 18 年 4 月 5 日

東大阪市長 様

報告者 住所 東大阪市小阪本町 1 丁目 3 番 10 号
 氏名 財団法人 東大阪市開発公社
 理事長 林 喜一
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 4 第 2 項（第 3 項）の規定により、次のとおり報告します。

形質変更を行う土地の所在地	地番 大阪府東大阪市御厨南 2 丁目 551-1 住居表示 大阪市東大阪市御厨南 2 丁目
形質変更を行う土地の面積	15,129.82 m ²
形質変更を行う土地の現在の利用状況	空き地
土地の形質変更の内容	未定
設置されていた有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等の種類	なし
設置されていた有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等の設置場所	なし
調査の対象とされた管理有害物質の種類	病院施設における作業内容及び工程から使用等の可能性が認められた管理有害物質は、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル、水銀、シアン化合物、カドミウム、砒素、鉛、六価クロム
調査の対象とされた管理有害物質が使用されていた場所	病院施設の診療棟
土壤汚染状況調査の結果	別添報告書のとおり
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	財団法人 関西環境管理技術センター 理事長 松尾 明 大阪府 H 15-1-68
（第 81 条の 4 第 3 項の場合）土地の所有者等の氏名又は名称及び住所（法人にあつては、代表者の氏名）	なし

御厨南用地(旧市立中央病院跡地)土壤汚染状況調査

報 告 書

平成 18 年 3 月

財団法人 関西環境管理技術センター

財団法人 東大阪市開発公社 殿

「御厨南用地（旧市立中央病院跡地）土壤汚染状況調査」の結果を
報告します。

平成 18 年 3 月 31 日

財団法人 関西環境管理技術センター

理事長 松尾 明

御厨南用地(旧市立中央病院跡地)土壤汚染状況調査

報 告 書

平成 1 8 年 3 月

財団法人 関西環境管理技術センター

目 次

1. 目的.....	1
2. 調査の基本的な進め方.....	1
3. 調査概要.....	2
3.1 調査時期.....	2
3.2 調査事項.....	2
3.3 調査場所.....	3
3.4 調査の内容.....	4
4. 調査結果.....	9
4.1 土壌採取状況.....	9
4.2 調査結果.....	19
5. まとめ.....	22
6. 調査実施機関.....	22

添付資料

1. 計量証明書
2. 現場写真
3. ボーリング柱状図

1. 目的

本調査は、東大阪市立中央病院跡地（所在：東大阪市御厨南二丁目、面積約 15,130m²）において、土壤汚染状況調査を実施し土壤汚染の有無を明らかにすることを目的とした。

2. 調査の基本的な進め方

調査対象地は、3000m²以上の土地の形質変更であり、「大阪府生活環境の保全に関する条例（平成16年1月1日 改正）」の適用を受ける。土地の利用履歴等調査において、診療棟として利用されていた土地については、「土壤汚染が存在するおそれが少ない土地」と判断されたため、土壤汚染状況調査を実施するにあたっては条例に準拠した。また、調査対象地は「特定有害物質の製造、使用又は処理する水質汚濁防止法の特定施設」に係る工場・事業場の敷地であった土地ではないことから、「土壤汚染対策法（平成15年2月15日施行 法律第53号）」の適用を受けないが、調査の実施に当たっては、「土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日 環境省令第29号）」及び「土壤汚染対策法の施行について（平成15年2月4日 環水土第20号）」も準拠して進めた。

3. 調査概要

3.1 調査時期

調査時期は、平成18年 2月 1日から平成18年 3月31日までとした。

3.2 調査事項

土壤汚染状況調査の概要を表3-1に示した。

表3-1 土壤汚染状況調査の概要

項目	土壤汚染状況調査 (900m ² 区画)		
	土壤溶出量調査	土壤含有量調査	土壤溶出量・土壤ガス調査
調査地点	13地点 No. A~No. M (No. Hを含む)		1地点 No. H
調査項目	重金属等 (7項目)	重金属等 (6項目)	農薬類 (ホリ塩化ピフェニル) 揮発性有機化合物 (11項目)
採取方法※	表層(地表から深さ5cm)の土壤と5~50cmまでの深さの土壤を5箇所混合方式で採取し均等に混合した。	表層(地表から深さ5cm)の土壤と5~50cmまでの深さの土壤を5箇所混合方式で採取し均等に混合した。	・土壤溶出量 表層(地表から深さ5cm)の土壤と5~50cmまでの深さの土壤を5箇所混合方式で採取し均等に混合した。 ・土壤ガス 表層から概ね1mのガスを採取した。
検体数	13検体	13検体	1検体
調査方法	「土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日 環境省令第29号)」 「土壤汚染対策法の施行について(平成15年2月4日 環水土第20号)」		

※なお、表層は建屋解体時にクラッシャーランで埋め戻しており、旧地盤を表層として採取した。

3.3 調査場所

調査場所は、旧東大阪市立中央病院跡地であり、東大阪市御厨南二丁目である。旧中央病院の建物平面図及び配置図を図 3-1、土地の利用履歴等調査において区分した調査対象地を図 3-2 に示した。

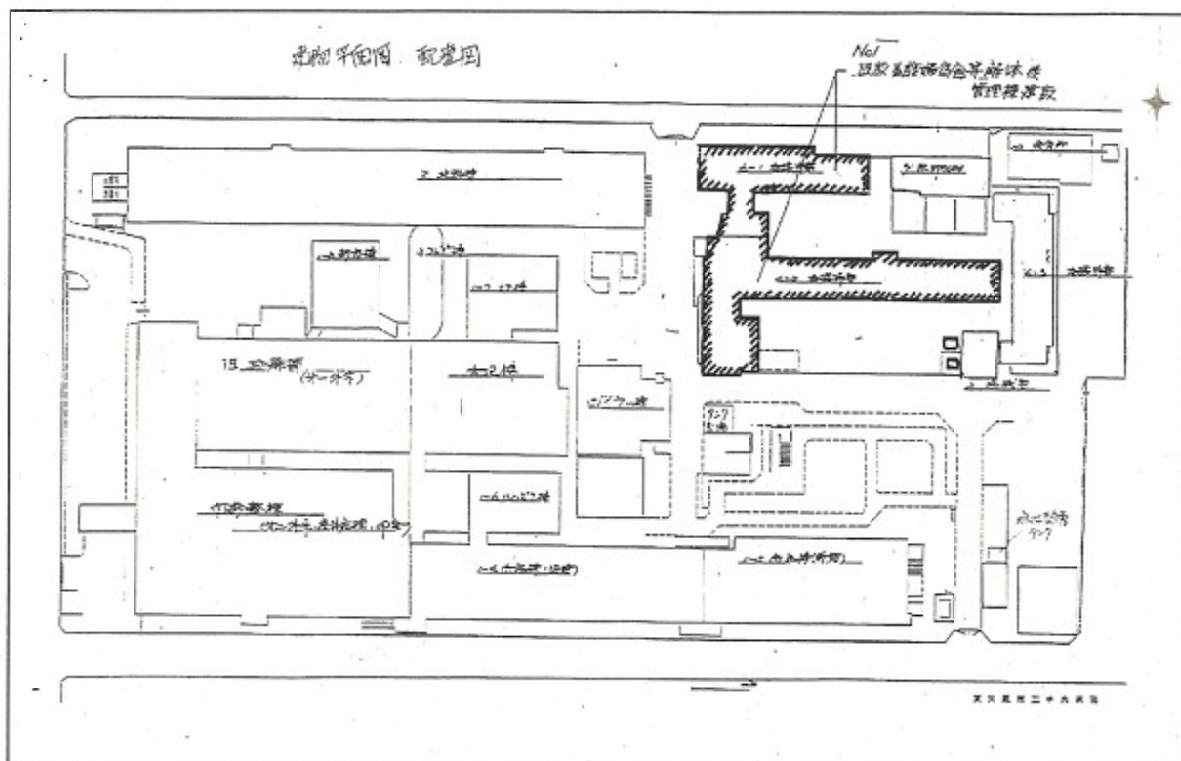


図 3-1 建物平面図及び配置図

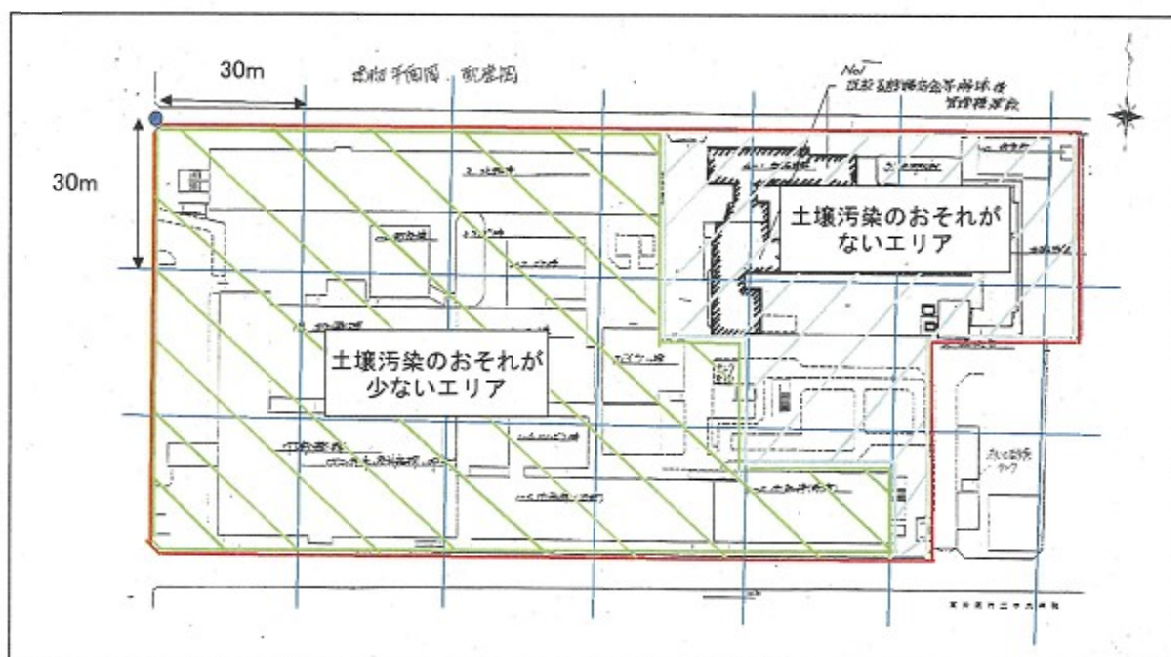


図 3-2 調査対象地の土壤汚染区分図

3.4 調査の内容

(1) 調査地点 (図 3-3 及び図 3-5 参照)

調査対象地は、900m² (30mメッシュ) の格子状に調査対象地を区画した 13 地点 (No. A ~No. M) において土壌汚染状況調査を実施した。

(2) 調査項目

土壌汚染状況調査における調査項目は、土地の利用履歴等調査より診療病棟 (No. A~No. M の 13 地点) では、検査薬等で使用されていた 6 物質 7 項目、ボイラー室、機械室、重油タンクのあった地点 (No. H の 1 地点) については、土壌ガスとポリ塩化ビフェニルを追加した。

(土壌溶出量調査 重金属等及び農薬等)

カドミウム又はその化合物、シアン化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル (以上 8 項目)

(土壌含有量調査 重金属等)

カドミウム又はその化合物、シアン化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、水銀又はその化合物 (以上 6 項目)

(土壌ガス調査 第一種特定有害物質：揮発性有機化合物)

ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、*trans*-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン (以上 11 項目)

(3) 試料採取方法

(土壌含有量：重金属等、土壌溶出量試験：重金属等及び農薬等)

No. A~No. M の 13 地点については、900m² の格子状に区画した一部対象区画のうち 5 カ所の土壌を採取した。採取深度については、解体工事時に再生クラッシャーランで埋め戻しており、それを除く旧地盤を表層と判断して、表層土壌 (0~5cm) と 5~50cm までの深さの土壌を試料とした。なお、解体工事時に再生クラッシャーランを埋め戻しの平均地盤は約 145mm 高くなっている。(図-4 参照) そのため、試料採取に際しては、自走式のボーリングマシンを使用した。

前処理方法は、試料をそれぞれ風乾し、中小礫、木片、植物残さ等を除き、土塊、固粒を

粗粉碎後、2mm目のふるいを通過させた後、10個の試料をそれぞれ等量混合し、分析に供するものとした。

(土壌ガス調査：揮発性有機化合物)

No. H の1地点については、1地点につき1箇所で行う。直径20～30mm程度、深さ概ね1mの採取孔を削孔し、その中に、ステンレス又はアルミ製の保護管(底面又は下部側面に開口部を持ち、上部50cm以上を無孔管とし、管頭を密閉することが可能なもの)を挿入する。約30分間放置後、土壌ガスを採取し、分析に供した。なお、この地点も再生クラッシュランが約50cmで埋め戻されており、その下1m付近のガスを採取した。

(4) 測定方法

土壌の溶出量及び土壌の含有量の測定方法は表3-2に示した。また、土壌ガスの測定方法を表3-3に示した。

表3-2(1) 土壌溶出量調査に係る測定方法

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	測定方法
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K 0102の55に定める方法
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	規格 K 0102の65.2に定める方法
シアン化合物	検出されないこと	規格 K 0102の38に定める方法(規格 K 0102の38.1.1に定める方法を除く。)
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「水質環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	水質環境基準告示付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)(以下「排出基準検定告示」という。)付表3に掲げる方法
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	規格 K 0102の54に定める方法
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	規格 K 0102の61に定める方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	水質環境基準告示付表3に掲げる方法

備考1.平成3年8月環境庁告示第46号(土壌の汚染に係る環境基準について)付表に掲げる方法により検液を作成する。

2.「検液中に検出されていないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2(2) 土壌含有量調査に係る測定方法

特定有害物質の種類	土壌含有量基準 (mg/kg)	測定方法
カドミウム及び その化合物	150	規格 K 0102 の 55 に定める方法
六価クロム化合物	250	規格 K 0102 の 65.2 に定める方法
シアン化合物	50 ※	規格 K 0102 の 38 に定める方法 (規格 K 0102 の 38.1 に定める方法を除く。)
水銀及びその化合物	15	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「水質環境基準告示」という。) 付表 1 に掲げる方法
鉛及びその化合物	150	規格 K 0102 の 54 に定める方法
砒素及びその化合物	150	規格 K 0102 の 61 に定める方法

備考

1. 環境省告示第 19 号 (平成 15 年 3 月 6 日) 付表に掲げる方法により検液を作成する。
2. シアンは遊離シアンとして測定・評価

表 3-3 土壌ガス調査の検出下限値と測定方法

項目	検出下限値 (volppm)	測定方法
四塩化炭素	0.1	平成 15 年 3 月 6 日 環境省告示第 16 号
1, 2-ジクロロエタン	0.1	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1	
シス- 1, 2-ジクロロエチレン	0.1	
1, 3-ジクロロプロペン	0.1	
ジクロロメタン	0.1	
テトラクロロエチレン	0.1	
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	
トリクロロエチレン	0.1	
ベンゼン	0.05	

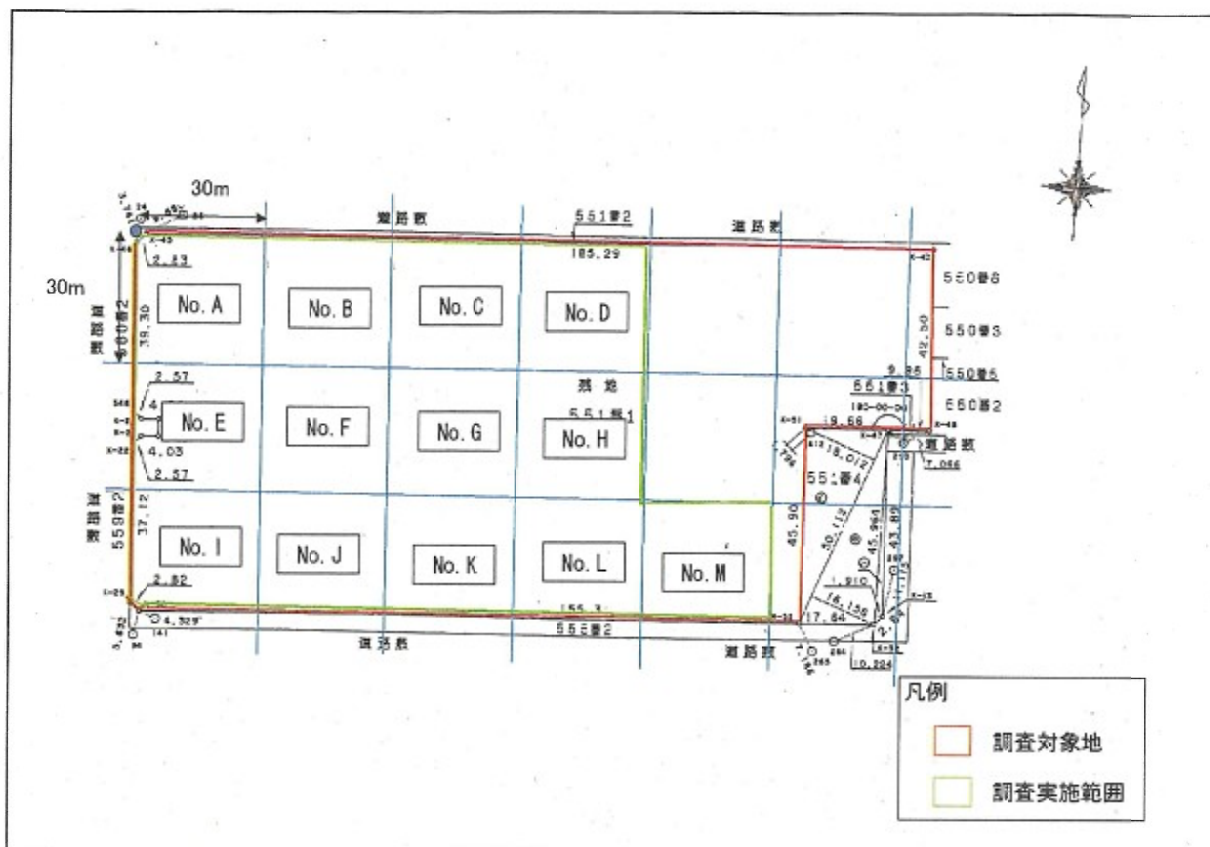


図 3-3 調査地点位置

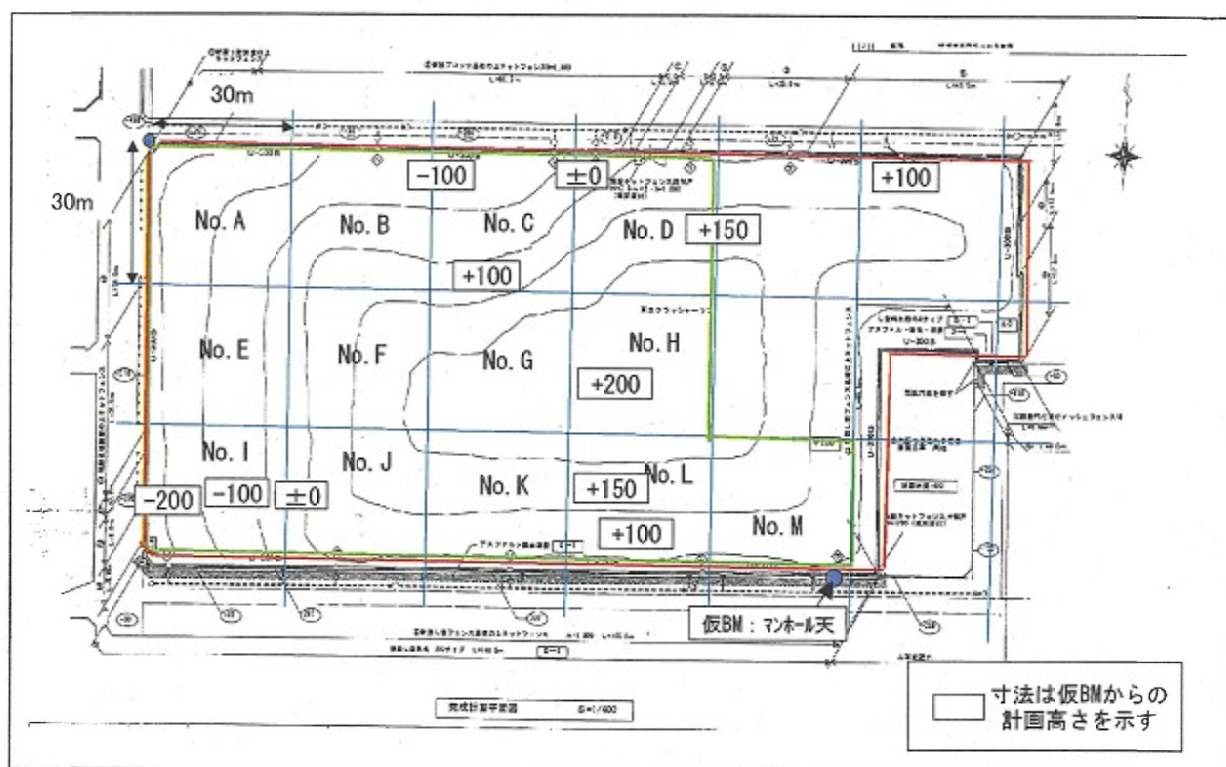


図 3-4 調査地点の標高高さ (解体時資料)



C-2地点は地下構造物があった箇所の
ためC-1側に1mずらして採取した。

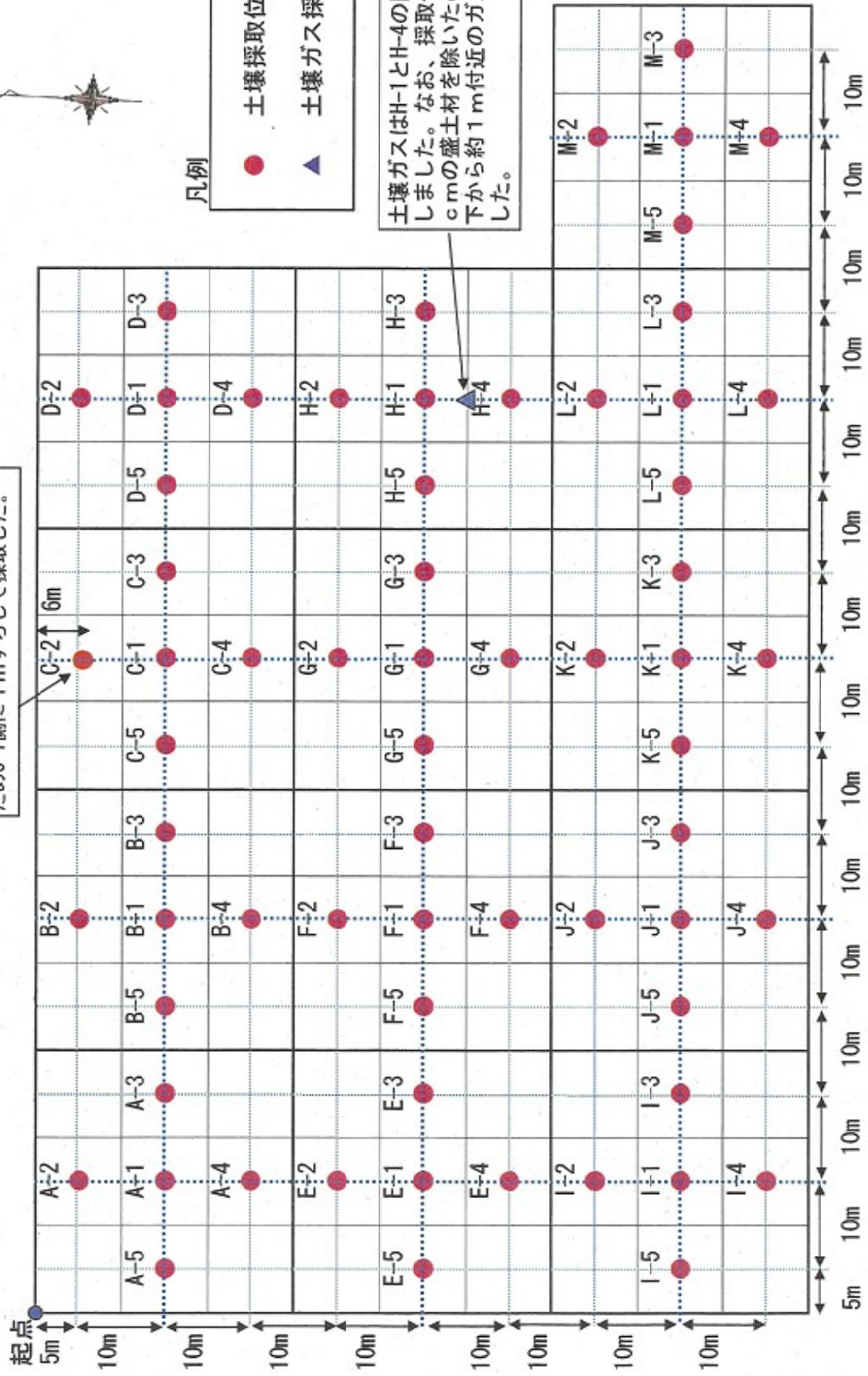


図3-5 調査地点位置 (採取位置)

4. 調査結果

4.1 土壌採取状況

ボーリング調査を実施した65カ所における土壌採取時の状況等を表4-1に示した。採取したボーリングのコアを目視により判断して、解体時に埋め戻したクラッシャーランの下の層から5cmまでの表層及び5～50cm層を採取した。

標高高さは起点の道路側から約15mの駐車場及び入り口付近(No. A-1～No. E-1)は-11cmと低くなっており、北病棟のあった付近(No. B-1～No. D-1)は12～16cm程度となっていた。また、北及び南診療棟付近は28～35cmと高くなっていた。また、解体時に埋め戻したクラッシャーランはボイラー機械室のあったNo. Hの地点では、1m以上の埋め戻し土で覆土されていた。

敷地境界の南東角の仮ベンチマークを±0cmとした調査地点の標高高さを図4-1、断面図を図4-2に示した。なお、ボーリング調査の柱状図については、資料編に掲載した。

表 4-1(1) 試料採取状況

	調査地点	採取日	土質	色	その他
1	A-1	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~50cm クラシャーラン
			砂礫混じり粘土	焦げ茶色	
2	A-2	2006/2/6	粘土	焦げ茶色	0~60cm クラシャーラン
			砂礫混じり粘土	焦げ茶色	
3	A-3	2006/2/6	粘土	灰黒色	0~50cm クラシャーラン
			粘土	灰黒色	
4	A-4	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~30cm クラシャーラン
			砂礫混じり粘土	焦げ茶色	
5	A-5	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~10cm クラシャーラン
			砂礫混じり粘土	焦げ茶色	
6	B-1	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~80cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	
7	B-2	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~50cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	
8	B-3	2006/2/6	砂礫	灰茶色	0~60cm クラシャーラン
			砂礫	灰茶色	
9	B-4	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~60cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	
10	B-5	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~60cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	
11	C-1	2006/2/6	砂礫	灰黒色	0~30cm クラシャーラン
			砂礫	灰黒色	
12	C-2	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~25cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	
13	C-3	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~50cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	
14	C-4	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~30cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	
15	C-5	2006/2/6	砂礫	茶褐色	0~40cm クラシャーラン
			砂礫	茶褐色	
16	D-1	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~40cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	90cmより下粘土
17	D-2	2006/2/7	砂礫	茶褐色	0~30cm クラシャーラン
			砂礫	茶褐色	
18	D-3	2006/2/7	砂礫	茶褐色	0~50cm クラシャーラン
			砂礫	茶褐色	
19	D-4	2006/2/7	砂礫	茶褐色	0~40cm クラシャーラン
			砂礫	茶褐色	
20	D-5	2006/2/7	砂礫	灰茶色	0~40cm クラシャーラン
			砂礫	灰茶色	90cmより下粘土

表 4-1(2) 試料採取状況

	調査地点	採取日	土質	色	その他
21	E-1	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~100cm クラッシュラン
			砂礫・粘土	焦げ茶色	150cmより下粘土
22	E-2	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~100cm クラッシュラン
			砂礫・粘土	焦げ茶色	水分有り
23	E-3	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~100cm クラッシュラン 50~100cmコンクリート片
			砂礫・粘土	焦げ茶色	130cmより下粘土
24	E-4	2006/2/7	砂礫	灰茶色	0~120cm クラッシュラン
			砂礫	焦げ茶色	100~120cmコンクリート片
25	E-5	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~30cm クラッシュラン
			砂礫	灰茶色	90cmより下粘土
26	F-1	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~60cm クラッシュラン
			砂礫	焦げ茶色	水分有り
27	F-2	2006/2/7	砂礫	灰茶色	0~30cm クラッシュラン
			砂礫	灰茶色	
28	F-3	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~40cm クラッシュラン
			砂礫	焦げ茶色	
29	F-4	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~40cm クラッシュラン
			砂礫	焦げ茶色	100cmより下粘土
30	F-5	2006/2/7	砂礫	灰茶色	0~80cm クラッシュラン
			砂礫	灰茶色	150cmより下粘土
31	G-1	2006/2/6	砂礫・粘土	焦げ茶色	0~100cm クラッシュラン
			砂礫・粘土	焦げ茶色	
32	G-2	2006/2/6	砂礫	灰茶色	0~100cm クラッシュラン
			砂礫・粘土	灰茶色	
33	G-3	2006/2/6	砂礫・粘土	焦げ茶色	0~100cm クラッシュラン
			砂礫・粘土	灰黒色	
34	G-4	2006/2/6	砂礫	灰茶色	0~50cm クラッシュラン
			砂礫	灰茶色	
35	G-5	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~40cm クラッシュラン
			砂礫	焦げ茶色	
36	H-1	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~140cm クラッシュラン
			砂礫	焦げ茶色	
37	H-2	2006/2/6	砂礫・粘土	焦げ茶色	0~130cm クラッシュラン
			砂礫・粘土	焦げ茶色	
38	H-3	2006/2/6	粘土	焦げ茶色	0~140cm クラッシュラン
			粘土	灰青色	
39	H-4	2006/2/6	砂礫	焦げ茶色	0~20cm クラッシュラン
			砂礫・粘土	焦げ茶色	
40	H-5	2006/2/6	砂礫	灰茶色	0~150cm クラッシュラン
			砂礫・粘土	灰黒色	

表 4-1(3) 試料採取状況

	調査地点	採取日	土質	色	その他
41	I-1	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~60cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	
42	I-2	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~100cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	80~100cmコンクリート片
43	I-3	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~30cm クラシャーラン
			砂礫・粘土	灰青色	60cmより下粘土
44	I-4	2006/2/7	砂礫	茶褐色	0~40cm クラシャーラン
			砂礫・粘土	茶褐色	60cmより下粘土
45	I-5	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~40cm クラシャーラン
			粘土混じり砂礫	焦げ茶色	
46	J-1	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~50cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	
47	J-2	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~50cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	100cmより下粘土
48	J-3	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~50cm クラシャーラン
			砂礫・粘土	焦げ茶色	80cmより下粘土
49	J-4	2006/2/7	粘土	黄土色	0~40cm クラシャーラン
			粘土	黄土色	40cmより下粘土
50	J-5	2006/2/7	粘土	黄土色	0~45cm クラシャーラン
			粘土	黄土色	45cmより下粘土
51	K-1	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~40cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	90cmより下粘土
52	K-2	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~30cm クラシャーラン
			砂礫	焦げ茶色	
53	K-3	2006/2/7	粘土	焦げ茶色	0~40cm クラシャーラン
			粘土	焦げ茶色	40cmより下粘土
54	K-4	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~30cm クラシャーラン
			粘土	焦げ茶色	50cmより下粘土
55	K-5	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~20cm クラシャーラン
			粘土	焦げ茶色	30cmより下粘土
56	L-1	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~50cm クラシャーラン
			砂礫・粘土	灰黒色	70cmより下粘土
57	L-2	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~50cm クラシャーラン
			砂礫・粘土	焦げ茶色	70cmより下粘土
58	L-3	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~40cm クラシャーラン
			砂礫・粘土	焦げ茶色	70cmより下粘土
59	L-4	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~30cm クラシャーラン
			砂礫・粘土	焦げ茶色	70cmより下粘土
60	L-5	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~40cm クラシャーラン
			砂礫・粘土	焦げ茶色	70cmより下粘土

表 4-1(4) 試料採取状況

	調査地点	採取日	土質	色	その他
61	M-1	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~50cm クラッシュラン
			砂礫	焦げ茶色	
62	M-2	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~40cm クラッシュラン 90cmより下粘土
			砂礫	灰黒色	
63	M-3	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~40cm クラッシュラン 90cmより下粘土
			砂礫	焦げ茶色	
64	M-4	2006/2/7	粘土	黄土色	0~50cm クラッシュラン 50cmより下粘土
			粘土	黄土色	
65	M-5	2006/2/7	砂礫	焦げ茶色	0~40cm クラッシュラン
			砂礫	焦げ茶色	

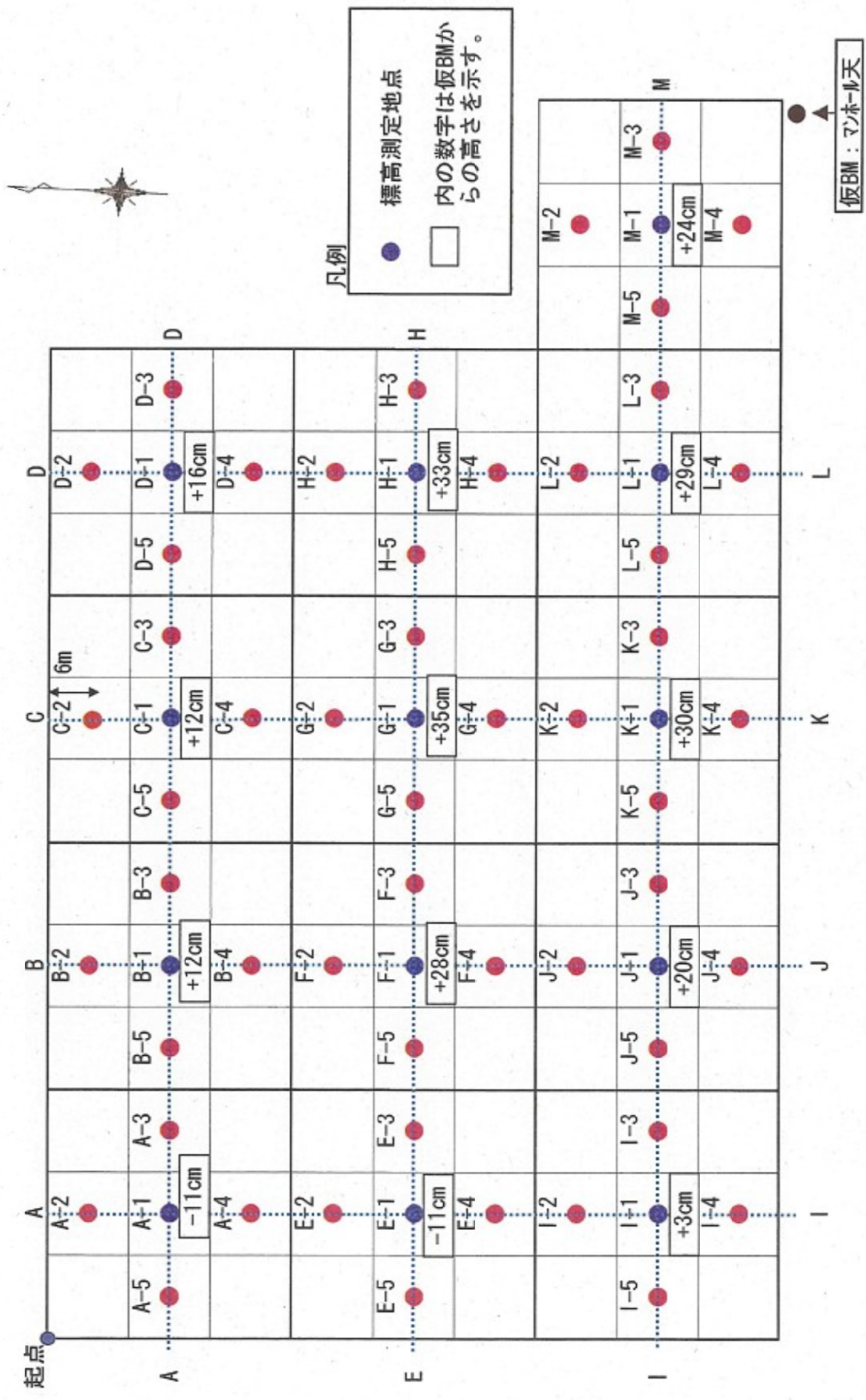


図4-1 調査地点標高高さ

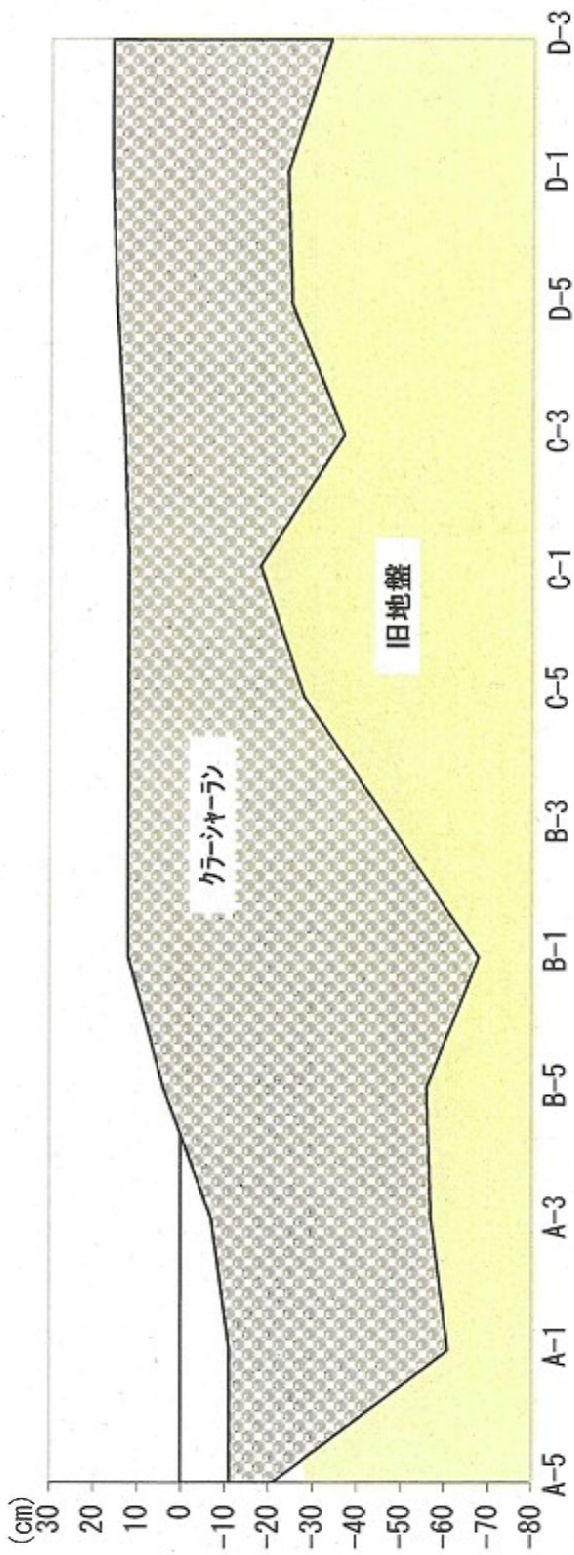


図4-2(1) 断面図(A-D)

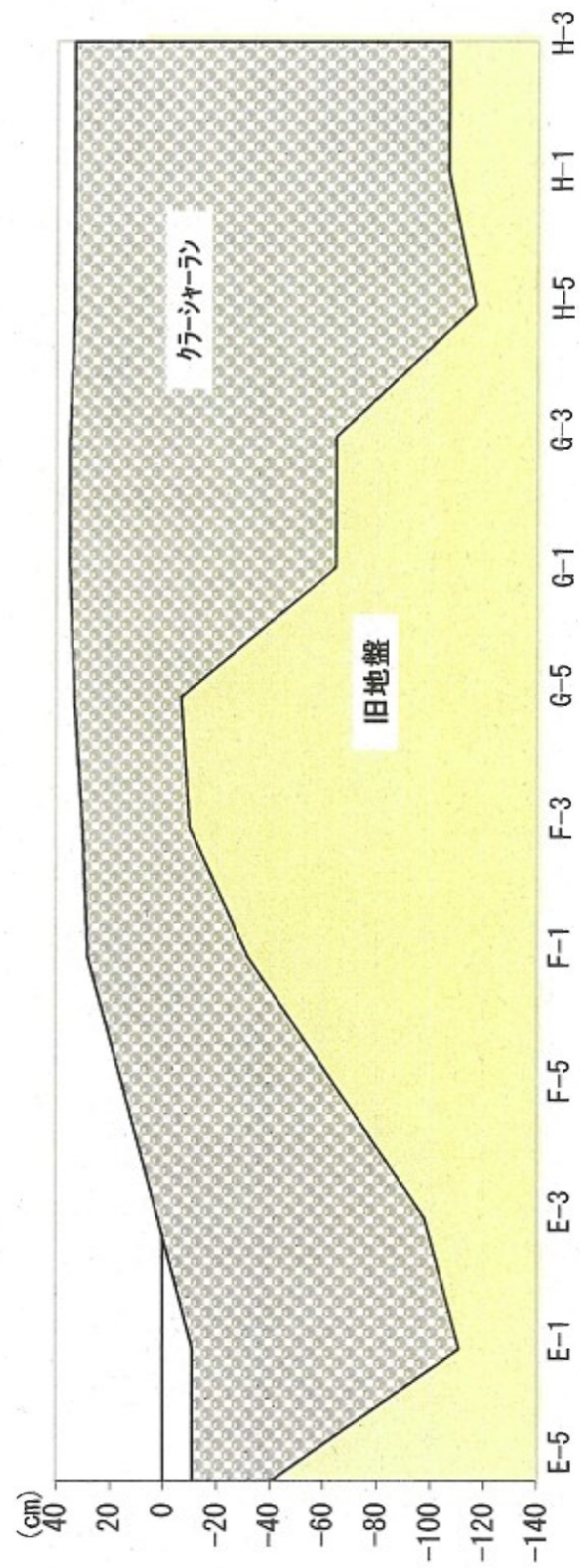


図4-2(2) 断面図(E-H)

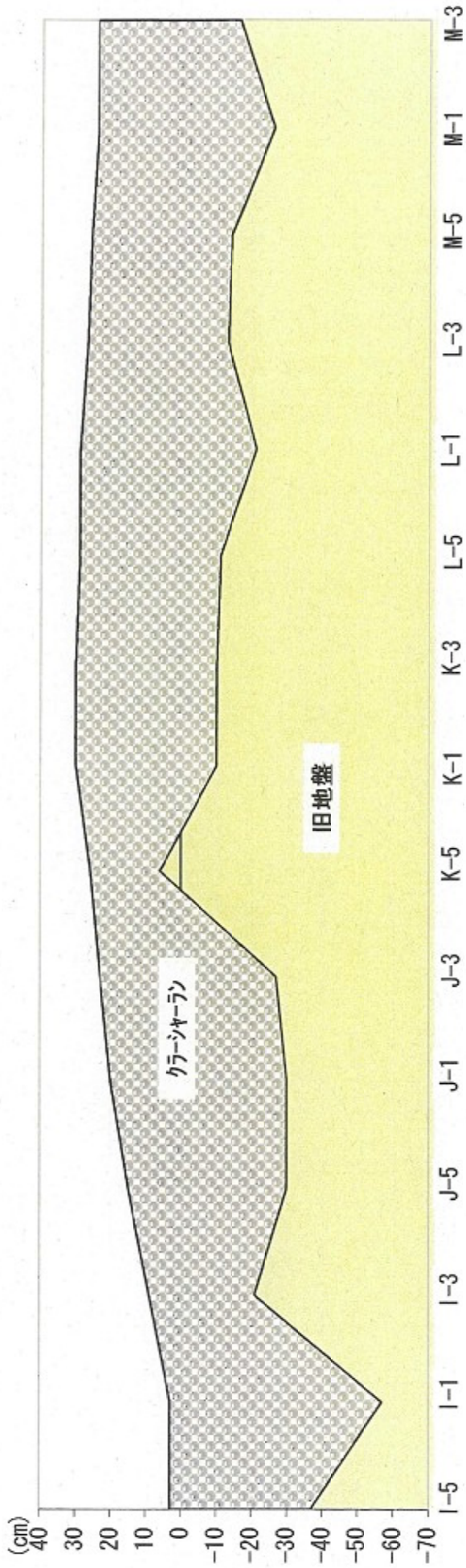


図4-2(3) 断面図(I-M)

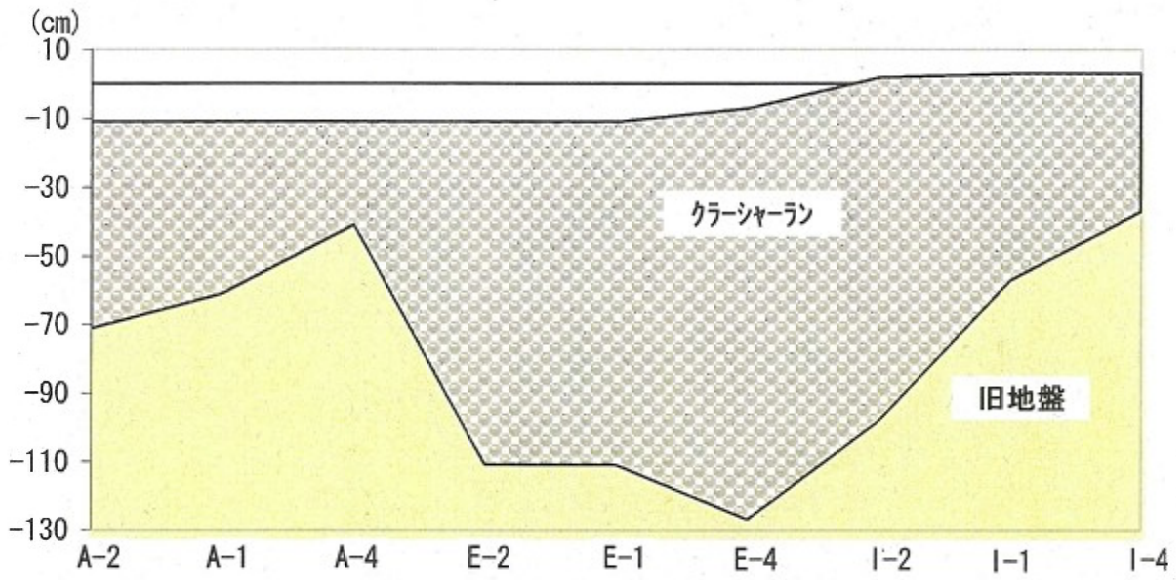


図4-2(4) 断面図(A-I)

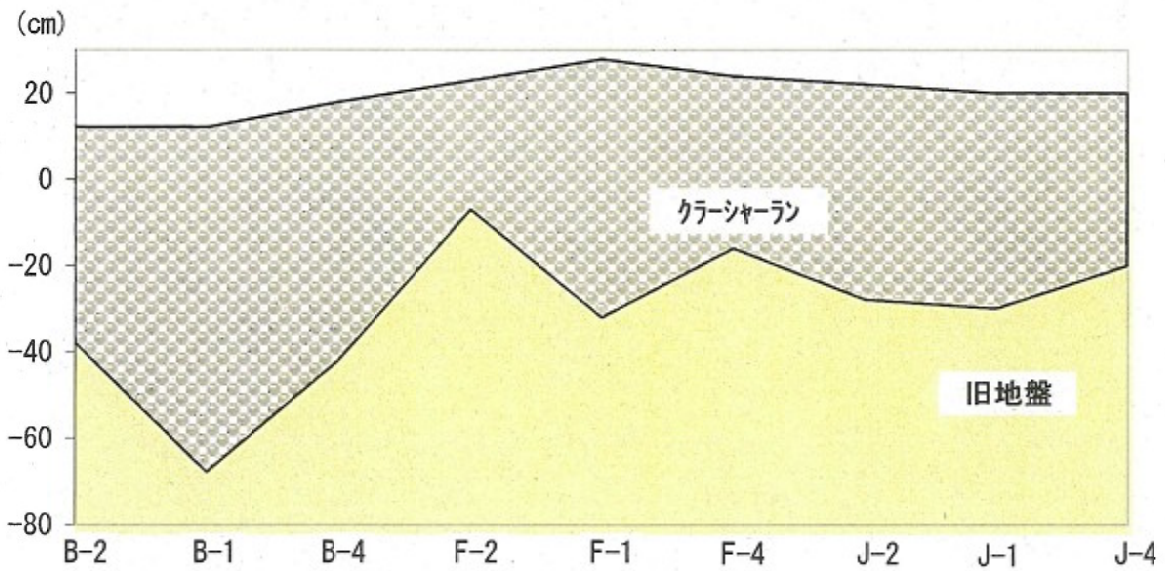


図4-2(5) 断面図(B-J)

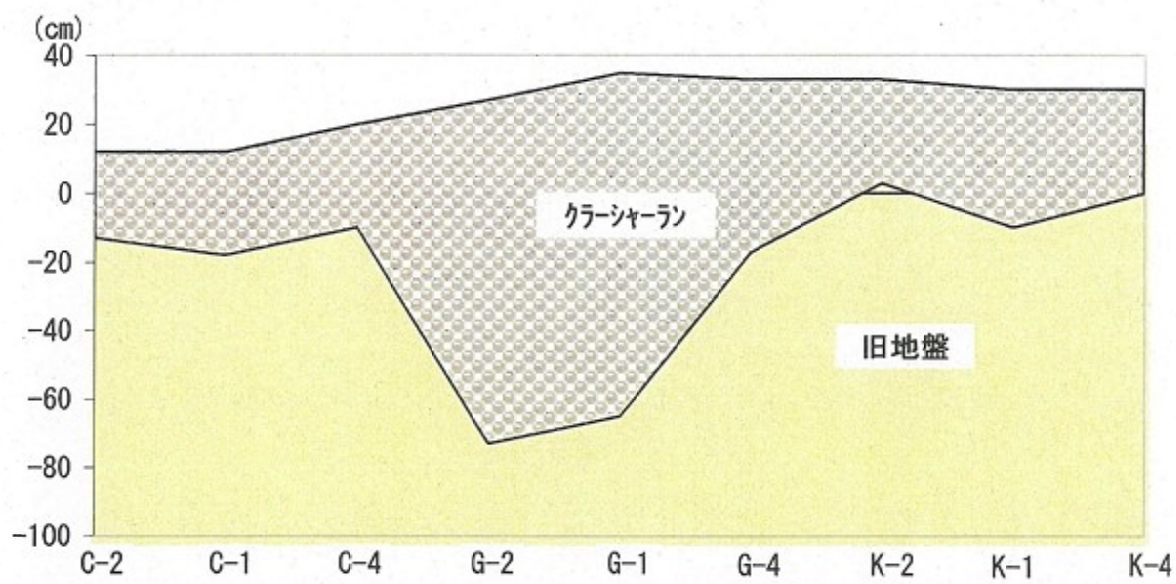


図4-2(6) 断面図(C-K)

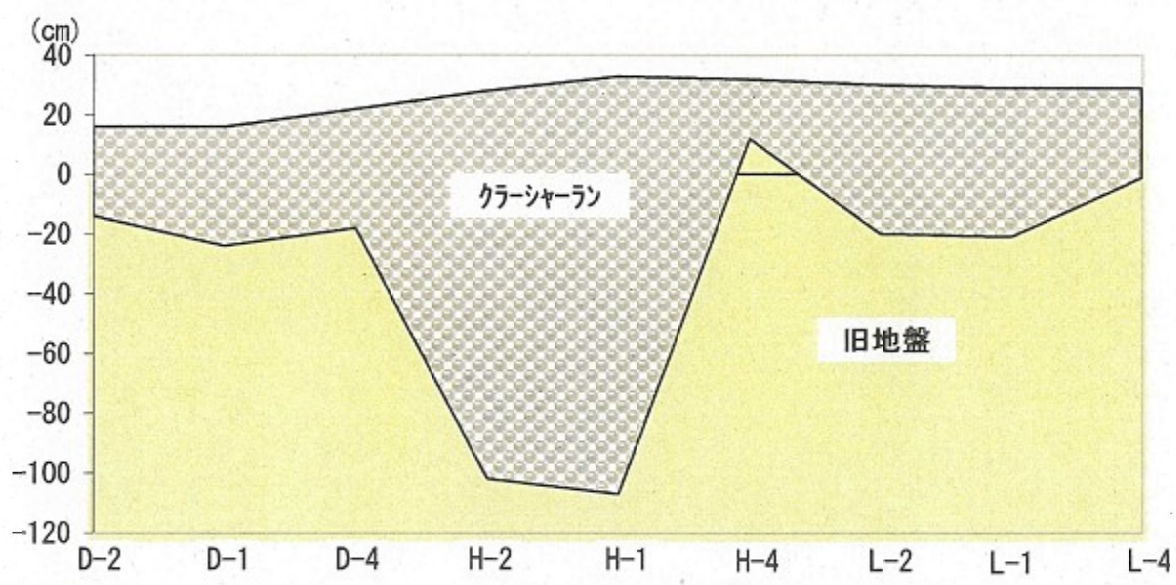


図4-2(7) 断面図(D-L)

4.2 調査結果

(1) 土壌調査結果

900m²の格子状に区画した13地点において実施した土壌溶出量及び含有量調査結果を表4-2に示した。土壌溶出量及び土壌含有量については、全地点及び全項目で土壌溶出量及び土壌含有量の指定基準を下回っていた。また、ボイラー室、機械室及び重油タンクのあったNo. H地点で測定したポリ塩化ビフェニルについても土壌溶出量の指定基準を下回っていた。

表 4-2 土壌の含有量及び溶出量調査結果

項目		地点													基準値	
		No. A	No. B	No. C	No. D	No. E	No. F	No. G	No. H	No. I	No. J	No. K	No. L	No. M		
土壌含有量 (mg/kg)	カドミウム及びその化合物	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	150	※1 土壌含有量基準
	六価クロム化合物	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	250	
	シアン化合物	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	50※2	
	水銀及びその化合物	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	15	
	鉛及びその化合物	46	43	100	45	20	26	39	24	26	29	25	29	28	150	
	砒素及びその化合物	2	2	3	2	1	2	2	1	2	2	2	2	2	150	
土壌溶出量 (mg/L)	カドミウム及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	※1 土壌溶出量基準
	六価クロム化合物	<0.02	0.03	0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.03	0.03	0.03	<0.02	<0.02	0.05	
	シアン化合物	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと	
	水銀及びその化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	
	アルキル水銀化合物	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと	
	鉛及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	
	砒素及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	
	ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	—	—	—	検出されず	—	—	—	—	—	検出されないこと	

※1：「土壌汚染対策法施行規則別表第二、別表第三」より

※2：遊離シアンとして

その他：表中の検出されないことは、シアン:<0.1、アルキル水銀:<0.0005、ポリ塩化ビフェニル:<0.0005を表す。

(2) 土壌ガス調査結果

ボイラー室、機械室及び重油タンクのあったNo. H地点で測定した土壌ガスの結果を表4-3に示した。土壌ガスは全ての項目で検出されなかった。

表 4-3 土壌ガスの測定結果

項目	単位	地点No. H	定量下限値
ジクロロメタン	volppm	検出されず	0.1
四塩化炭素	volppm	検出されず	0.1
1,2-ジクロロエタン	volppm	検出されず	0.1
1,1-ジクロロエチレン	volppm	検出されず	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	volppm	検出されず	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	volppm	検出されず	0.1
1,1,2-トリクロロエタン	volppm	検出されず	0.1
トリクロロエチレン	volppm	検出されず	0.1
テトラクロロエチレン	volppm	検出されず	0.1
1,3-ジクロロプロペン	volppm	検出されず	0.1
ベンゼン	volppm	検出されず	0.05

5. まとめ

「土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日 環境省令第29号）」及び「土壤汚染対策法の施行について（平成15年2月4日 環水土第20号）」に準拠し調査を実施した結果、土壤溶出量調査、土壤含有量調査については、各々の基準を下回っており、土壤ガス調査についても検出されなかった。このことより、調査対象地は土壤汚染対策法に掲げる特定有害物質による汚染は無い土地であると判断される。

6. 調査実施機関

調査実施については、下記指定調査機関（事業登録機関）、財団法人 関西環境管理技術センターが実施した。

- ・土壤汚染対策法の規定に基づく指定調査機関：指定番号 環2003-1-420
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく指定調査機関
：指定番号 大阪府H15-1-68
- ・計量証明事業登録（濃度）：第10035号（大阪府）
- ・計量証明事業登録（特定濃度）：第10337号（大阪府）